

## 品川区障害者グループホーム等整備費補助要綱

平成27年3月31日区長決定 要綱第411号

令和2年3月30日区長決定 要綱第82号

令和3年3月22日部長決定 要綱第135号

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の地域における居住の場として障害者グループホーム事業等を品川区内に設置する事業者に対し、その施設の整備に要する費用の一部に対し補助金を交付することにより、障害者グループホーム事業等の整備を促進し、もって障害者の地域での自立生活の促進および福祉の向上を図ることを目的とする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業であつて、かつ品川区の計画に合致するものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する次の各号の事業

ア 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所に係る事業

イ 障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助に係る事業

ウ 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練に係る事業

(2) 前号の事業を行う事業者に賃貸する目的で建物所有者が行う区内の既存建物の改修事業

### (補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、前条に規定する補助事業を行う者であつて、東京都が定める障害者通所施設等整備費補助要綱（以下「都要綱」という。）に基づく補助金（以下「都補助金」という。）の交付決定を受けている社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費は第2条で定める事業の整備に必要な施設整備費から都補助金の交付額を差し引いた不足金額の範囲内とする。ただし、次に掲げる費用は対象としない。

(1) 土地の買収および整地に要する費用

(2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収は除く。）のための費用

(3) その他整備費として適当と認められない費用

### (補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、当該年度の予算の定める額の範囲内とし、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第1号アおよびウならびに第2号の事業 都要綱第5項の補助基本額から都補助金の交付額を控除して得た額。ただし、補助基本額に4分の1（都要綱に基づく

特例措置を受ける場合は8分の1) を乗じて得た額を上限とし、1,000円未満は切り捨てる。

- (2) 第2条第1号イの事業 補助対象事業に要する経費の実支出額から都補助金の交付額を控除して得た額と別表に定める補助限度額とを比較していずれか少ない額。ただし、1,000円未満は切り捨てる。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書(第1号様式)に關係書類を添えて区長に提出するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、区長は、補助事業者に補助対象経費の算出根拠を示す書類の提出を求めることができる。

(交付決定)

第7条 区長は、補助金の交付申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により通知する。

- 2 区長は前項の規定により補助金の交付決定をするときは、必要な条件を付すことができる。

(補助事業の変更の承認)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更しようとするとき。

- ア 建物の規模および構造
- イ 建物等の用途
- ウ 利用定員

(3) 補助事業を中止または廃止しようとするとき。

(4) 借地契約または建物の賃貸借契約を解除しようとするとき。

(事故報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の時期に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由および遂行の見通し等を書面によって区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき、または補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに關係書類を添えて補助事業の事業実績報告書(第3号様式)に關係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれ

に付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知する。

（補助金の請求および支払）

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金額確定通知があったときは、速やかに補助金交付請求書（第5号様式）により区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは遅滞なく補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付決定の内容もしくはこれに付した条件、この要綱に基づく命令または法令に違反したとき。

2 前項の規定にかかわらず、区長は補助金の交付決定後、都要綱に基づく補助がなされない等の事情の変更により特に必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部または一部を取消し、または当該交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業の成果が認められる部分に係る交付決定については、この限りでない。

3 前2項の規定は、第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

（補助金の返還）

第14条 区長は、前条第1項の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 区長は、補助金の交付をうけた事業がやむを得ない理由で10年間維持できなかった場合は、都要綱別表1の2に定める方法により算出した返還額の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに取得価格または効用の増加の価格10万円以上の機械器具等については、補助事業等により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

（財産の管理義務）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（財産処分に伴う収入の納付）

第17条 補助事業者が区長の承認を受けて、前条の規定による財産を処分し、当該処分により収入があったときは、区長は、その収入の全部または一部を区に納付させることができる。

(関係書類の整理保管)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、かつ、その帳簿および証拠書類を事業完了後10年間保存しておかなければならない。

(規則の適用)

第19条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付、返還等に関し必要な事項については、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）を適用する。

#### 別表（第5条関係）

整備区分	延床面積区分	補助限度額（1ユニットあたり）
創設、改築または改修	延床面積が50㎡未満	5,000千円
	延床面積が70㎡未満	10,000千円
	延床面積が70㎡以上	25,000千円

#### 備考

- 1 創設とは、既存の建物によらない整備をいい、木造の場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第8号に規定された防火構造としなければならない。
- 2 改築とは、既存建物の全部または一部を取り壊して行う整備をいい、新たに事業を開始するための改築工事に限るものとする。
- 3 改修とは、既存の建物を使用し、新たに事業を開始するための改修工事をいう。
- 4 ユニットとは、居室および居室に近接して設けられる相互に交流をはかることができる設備により一体的に構成される生活単位のことをいう。

#### 付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

#### 付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

#### 付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 へ

住 所

団 体 名

代表者氏名

年度品川区障害者グループホーム等整備費補助金交付申請書

標記について、下記のとおり交付していただきたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 申請額算出内訳 別紙1のとおり
- 3 事業計画書 別紙2のとおり

第1号様式に基づく別紙1

整備費申請額算出内訳

施設種別

施設の名称

区分 (創設等の別)	総事業費 A	対象経費の実 支出(予定)額 B	寄付金その 他の 収入額 C	差引額 (B - C) D	都 補 助 基 準 額 E	都 補 助 基 本 額 (D>E→E) (D≤E→D) F	都 申 請 額 (F×補助率) G	区 申 請 額 (F×1/8) H
	円	円	円	円	円	円	円	円
施設整備 ( )								
施設整備 (消防設備)								
設備整備								
合計								

- 1 B欄には、総事業費のうち、補助対象となる事業費を計上すること。
- 2 C欄は、社会福祉法人等の場合は、寄付金その他の収入額を記入する。
- 3 F欄は、D欄とE欄を比較してどちらか少ない方の額を記入する。
- 4 G欄及びH欄は、1,000円未満を切り捨てる。

事業計画書

1	施設等の名称					
	所在地					
2	施設等の種別					
3	事業の目的及び効果					
4	事業主体及び運営主体	運営主体	名称			
			所在地			
		建物所有者	名称(氏名)			
		<small>※本則2(2)により整備を行う場合に記入</small>	所在地			
5	利用人員	現在	増加	計	増加	
6	施設等の規模及び構造	敷地面積	m <sup>2</sup>	敷地の所有関係	自己所有 借地 買収(予定)	
		建物の所有関係		自己所有 賃貸	整備種別 <small>創設 改築 改修 安全対策 消防 設備整備</small>	
		建築面積	m <sup>2</sup>	延床面積	(改修部分)	m <sup>2</sup>
		建物構造			(全体)	m <sup>2</sup>
7	整備費内訳	施設整備	円			
		施設整備(消防設備)	円			
		設備整備	円			
		合計	円			
		※工事種別等内訳:別紙				
8	財源内訳	東京都補助金	円			
		設置者負担金	自己財源	円		
			寄附金	円		
			その他収入	円		
			借入金	円		
			小計	円		
合計	円					
9	建物所有者負担金内訳 <small>※第2条第2項により整備を行う場合に記入</small>	自己財源	円			
		運営主体からの収入	円			
		借入金	円			
		合計	円			

10	施 行 計 画	契約年月日	年	月	日
		着工年月日	年	月	日
		完成年月日	年	月	日
		事業開始 年 月 日	年	月	日

11 その他(添付書類及び添付順序)

No.	名称	チェック
1	東京都の障害者通所施設等整備費補助金申請書(写し)	<input type="checkbox"/>
2	東京都の障害者通所施設等整備費補助金交付決定書等(写し)	<input type="checkbox"/>
3	歳入歳出予算書(見込書)抄本	<input type="checkbox"/>
4	借入金償還計画表	<input type="checkbox"/>
5	各室面積表 ※1	<input type="checkbox"/>
6	工事仕様書 ※2	<input type="checkbox"/>
7	工事請負契約書(写し)及び工事費費目別内訳書 ※3	<input type="checkbox"/>
8	設計監理契約書(写し) ※4	<input type="checkbox"/>
9	建築確認通知書(写し) ※5	<input type="checkbox"/>
10	配置図、各階平面図、立面図 ※6	<input type="checkbox"/>
11	拡張、改築等の場合は既存建物に係る図面を添付すること。	<input type="checkbox"/>
12	建物所有者との運営及び整備に関する合意内容の契約書等(写し) ※7	<input type="checkbox"/>
13	賃貸借契約書(建物又は土地を賃借する場合のみ)	<input type="checkbox"/>
14	備品等購入契約書(写し)又は見積書(写し)	<input type="checkbox"/>
15	備品カタログ等	<input type="checkbox"/>
16	その他区長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

※1、4、5及び6 設備整備については不要

※2及び3 設備整備について、取付工事を伴わない場合は不要

※7 第2条第2項による整備を行う場合に添付

※第2条第2項により整備を行う場合の財源内訳は、9「建物所有者負担金内訳」欄に記入し、8「財源内訳」欄の記入は不要

担当者連絡先		
担当者名		
連絡先	電話	
	FAX	
	メールアドレス	

## 工事種別等内訳

区分	費目	総事業費 金額	年度別内訳				備考
			年度		年度		
			進捗率	%	進捗率	%	
補助 対象 経 費	建築工事費						
	給排水設備工事費						
	電気設備工事費						
	空調設備工事費						
	その他工事費						
	工事事務費						
	消費税						
	小計 (A)						
設計・監理料 (B)							
補助対象経費 合計 (C = A + B)							
補助 対象 外 経 費	補助対象外工事費						
	その他経費						
	消費税						
	小計 (D)						
	設計・監理料 (E)						
補助対象外経費 合計 (F = D + E)							
総合計 (G = C + F)							

第2号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

品川区長



年度品川区障害者グループホーム等整備費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度品川区障害者グループホーム等整備費補助金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付

1 補助金交付額 金 円

2 補助対象施設等の名称

3 補助の条件

要綱第3条から第19条に定める事項を条件として交付する。

不交付  
(理由)

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

品川区長 へ

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付第 号で交付決定を受けた 年度品川区障害者グループホーム等整備費補助金にかかる事業実績について、下記のとおり報告します。

記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1 交付決定通知額     | 金 _____ 円 |
| 2 要綱第5条による算出額 | 金 _____ 円 |
| 3 整備費清算額内訳    | 別紙1のとおり   |
| 4 事業報告書       | 別紙2のとおり   |

整備費精算額算出内訳

施設種別

施設の名称

区分 (創設等の別)	総事業費 A	対象経費の 実 支出額 B	寄付金その他 の収入額 C	差 引 額 (B-C) D	補助要綱別 表2に定める 補助基準額 E	都補助金 基本額 (D>E→E) (D≤E→D) F	都補助金 所要額 (F×補助率) G	都補助金 交付確定額 I	区補助金 所要額 (F×1/8) J	区補助金 交付決定額 K
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
施設整備 ( )										
施設整備 (消防設備)										
設備整備										
合計										

- 1 B欄は、総事業費のうち、補助対象となる事業費を計上すること。
- 2 C欄は、社会福祉法人等の場合は、寄付金その他の収入額を記入する。
- 3 F欄は、D欄とE欄を比較してどちらか少ない方の額を記入する。
- 4 G欄及びJ欄は、1,000円未満を切り捨てる。

事業実績報告書

1	施設等の名称				
	所在地				
2	施設等の種別				
3	事業主体及び 運営主体	運営主体	名称		
			所在地		
		建物所有者 <small>※本則2(2)により整備 を行う場合に記入</small>	名称		
			所在地		
4	利用人員	現在	増加	計	名
5	施設等の規模 及び構造	敷地面積	m <sup>2</sup>	敷地の 所有関係	自己所有 借地 買収(予定)
		建物の 所有関係	自己所有 賃貸	整備種別	創設 改築 改修 安全対策 消防 設備整備
		建築面積	m <sup>2</sup>	延床面積	(改修部分) m <sup>2</sup>
		建物構造			(全体) m <sup>2</sup>
6	支出済事業費総額	施設整備			円
		施設整備 (消防設備)			円
		設備整備			円
		合計			円
		※工事種別等内訳:別紙			
7	施行期間	契約年月日	年	月	日
		着工年月日	年	月	日
		完成年月日	年	月	日
		事業開始年月日	年	月	日
8	その他(添付書類及び添付順序)				
No.	名称				チェック
1	東京都の障害者通所施設等整備費補助金確定通知書(写し)				<input type="checkbox"/>
2	歳入歳出決算書抄本				<input type="checkbox"/>
3	借入金償還計画表				<input type="checkbox"/>
4	各室面積表 ※1				<input type="checkbox"/>

5	工事仕様書 ※2	<input type="checkbox"/>
6	工事請負契約書(写し)及び工事費費目別内訳書 ※3	<input type="checkbox"/>
7	設計監理契約書(写し) ※4	<input type="checkbox"/>
8	工事完了報告書(設計監理者及び法人代表者の確認印が必要) ※5	<input type="checkbox"/>
9	検査済証(建築基準法第7条第3項による)(写し) ※6	<input type="checkbox"/>
10	建物平面図及び立面図 ※7	<input type="checkbox"/>
11	建物所有者との運営及び整備に関する合意内容の契約書等(写し) ※8	<input type="checkbox"/>
12	賃貸借契約書(建物又は土地を賃借する場合のみ)	<input type="checkbox"/>
13	備品等購入契約書(写し)又は見積書(写し)	<input type="checkbox"/>
14	備品カタログ等	<input type="checkbox"/>
15	備品納品書	<input type="checkbox"/>
16	①創設、改築、改修の場合は建物内外主要部分の写真	<input type="checkbox"/>
	②設備整備の場合は備品等の写真	<input type="checkbox"/>

※1、4、6及び7 設備整備については不要

※2、3及び5 設備整備について、取付工事を伴わない場合は不要

※8 第2条第2項による整備を行う場合に添付

担当者連絡先		
担当者名		
連絡先	電話	
	FAX	
	メールアドレス	

第4号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

品川区長



年度品川区障害者グループホーム等整備費補助金確定通知書

年 月 日付第 号により交付決定した標記補助金について、  
年 月 日付をもって提出された実績報告書を審査した結果、補助金事業の成果が  
当該補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認められるので、そ  
の額を金\_\_\_\_\_円に確定します。

第5号様式（第12条関係）

年 月 日

品川区長 へ

住 所

団 体 名

代表者氏名

年度品川区障害者グループホーム等整備費補助金請求書兼口座振替依頼書

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし 年度品川区障害者グループホーム等整備費補助金を請求します。  
請求金額を下記の口座に振り込んでください。

（振込口座）

銀 行 信用金庫 信用組合		本 店 支 店	
種 別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			